

生徒心得改定の流れ

1 改定に係る委員会

- (1) 生徒指導部会
- (2) 校務委員会
- (3) 職員会議、学年会
- (4) 後期生徒会執行部
- (5) P T A委員（生徒サポート委員会、常任委員、実行委員）

2 改定の流れ

- (1) 1 学期
生徒指導部で次年度に向けて改定が必要かを検討する
検討の材料には、生徒会執行部からの提案も含める
- (2) 2 学期
改定の必要がある場合は、生徒指導部会で原案を作成し、校務委員会、学年会、分掌会、職員会議で検討する
- (3) 学園祭後
後期生徒会執行部で検討・確認する（目安箱の利用も可）
- (4) 11月下旬、または2月上旬
P T A 常任・専門実行委員会で検討・確認する
- (5) 12月初旬、または2月中旬
必要があれば、生徒指導部で原案を修正して再度改定案を作成する
- (6) 12月中旬、または2月下旬
校務委員会で最終的な改定案を確認する
- (7) 1月中旬、または3月中旬
職員会議で最終的な改定案を確認する
改定された生徒心得を後期生徒会執行部に提示する
- (8) 翌年度4月
改定された生徒心得を施行する

時期は原則とし、状況によって変動する。改定を行う場合は4月からの改定が望ましいが、改定の内容によっては、年度の途中で改定することもある。